



Title	法人税と所得税の統合問題-法人税と株式譲渡所得課税との調整を中心として-
Author(s)	栗原, 克文
Citation	長崎大学経済学部研究年報. 2009, 25, p. 15-37
Issue Date	2009-03
URL	http://hdl.handle.net/10069/22190
Right	

This document is downloaded at: 2019-04-21T16:46:17Z

法人税と所得税の統合問題

法人税と株式譲渡所得課税との調整を中心として

栗 原 克 文

Abstract

This article examines the integration of the corporate tax system and shareholders' capital gain taxation with focusing on several integration methods; (a) Dividend exclusion, (b) Shareholder allocation, (c) Comprehensive Business Income Tax (CBIT), (d) Shareholder credit for corporate taxes paid, (e) Allowance for corporate equity, (f) Partnership method, (g) Cash flow taxation. The way of corporate income taxation should be designed in the stream of both corporate and shareholder level taxation. In order to tax on beneficiaries of profits and to avoid double taxation in certain corporations like closely-held corporations, mechanisms of pass-through taxation and base-adjustment of share should be developed with referring partnership taxation and S corporation taxation systems in the United States.

Key words: Integration of Corporate Tax, Capital Gain Taxation, Partnership Taxation

目 次

はじめに	2. 法人税と株式譲渡所得課税との調整方法
法人税及びキャピタル・ゲイン課税の性質	(1) 株式帳簿価額の調整
1. 法人税	(2) RISK方式
2. キャピタル・ゲイン課税	(3) RRA方式
	(4) 株式譲渡所得の非課税化
	(5) その他の方式
	(6) 小括
法人税と株式譲渡所得課税との調整	3. パススルー課税とその対象範囲
1. 法人税と所得税の統合方式	金融所得課税の一体化と株式譲渡所得課税
(1) 配当非課税方式	
(2) 法人税株主割当方式	
(3) 包括的事業所得税(CBIT)	
(4) 法人税株主帰属方式	おわりに
(5) 配当利子損金算入方式	
(6) 組合方式	
(7) キャッシュフロー法人税	
(8) 小括	

はじめに

法人税と所得税との統合のあり方に関し、配当の二重課税の調整問題については数多くの研究があり¹、多くの国で法人段階と株主段階での課税の負担調整措置がとられている。日本においても個人株主段階で配当控除という形で（部分的ではあるが）二重課税の調整措置がとられている。法人税と所得税の統合を考える上では、配当の二重課税以外にも、株式発行と借入による資金調達の中立性や留保と配当との中立性との観点も重要な要素である。さらに、株価を左右する要因には、留保所得の累積のみではなく、法人所有資産の含み益や法人の将来の収益に対する期待等の多くの要因が含まれているが、法人の課税済所得が留保されると、法人の価値が増加し株式価値の上昇につながる。株式譲渡所得の課税については、現在、法人段階での課税と株主段階での課税との調整は原則として行われておらず、課税済留保所得を反映する株式価値の上昇は、株主段階で株式譲渡所得として実現する時点において、再度課税されることとなる。

法人が獲得した利益が法人段階と株主段階においてどの時点でどの主体にどのように課税されるかは、法人・株主との一連の流れの中で捉えて検討すべき問題である。留保所得についても法人段階での課税と株主段階での課税とを一つの流れの中で考えていく必要がある²。本稿においては、 章において法人

税及びキャピタル・ゲイン課税の性質を概観した上で、 章において法人税と所得税の統合について、諸外国においても研究されている配当非課税方式、法人税株主割当方式、包括的事業所得税、法人税株主帰属方式、配当利子損金算入方式、組合方式、キャッシュフロー法人税といった法人課税方式の効果について、配当の二重課税の排除、資金調達形態の中立性、配当政策の中立性及び法人税（留保部分）と株式譲渡所得との二重課税の排除の4つの統合目的に照らして検討する。特に法人課税と株式譲渡所得課税の調整を中心として、株式帳簿価額の調整やパススルー課税とされる事業体の範囲についても考察する。

章においては金融所得課税の一元化との関連で生じる論点について述べる³。

法人税及びキャピタル・ゲイン課税の性質

1. 法人税

法人税の課税根拠については、二つの考え方がある。第一は、法人を株主の集合体と考える一体説であり、法人税を株主の所得税の前取りと考えるものである。シャープ勧告は、法人は与えられた事業を遂行するために作られた個人の集団であるという法人犠牲説の立場に立ち、法人税は株主である個人の所得税の前取りと捉え、留保所得に対しては、配当を支払わず利益を留保することにより繰り延べられる個人所得税に対する利子相当分として年間1%を課税することを提案した。金子宏教授は、法人税独自の課税根拠に関する学説が十分な説得力をもっていないこと、法人の存在意義との関連から、法人税を所得税の前取りと考える前払説を妥当としてい

3 なお、本稿では「株主」は主として居住者である個人株主を念頭において検討する。

1 代表的な研究として、例えば金子[1996a]及び同[1996b]、米国においてはGraetz & Warren [1999]等。

2 諸外国と比べると日本企業の配当性向（純利益に対する配当の割合）は低く、留保利益の割合が大きいため（内閣府[2006]167頁）、留保所得部分に係る株主段階での調整の必要性はより高くなるといえる。

る⁴。ただし、この前取りという考え方が、今日の高度に複雑化した経済社会においてそのまま妥当するかどうかは疑問であるとし、その理由として、法人税は転嫁するという学説が有力になってきていること、法人の中には、実態が個人企業と異なる小企業から、典型的に所有と経営の分離した大法人に至るまで、様々なものがあること、法人が利益をあげることで株式の価値は増加するが、この増加益に対しては、株式の譲渡の時点まで課税は繰り延べられることを挙げている⁵。法人税の課税方式を考える上では、のように様々な法人の存在を考慮していく必要があると思われる。

第二は、法人を独立の納税主体とみる独立説である。法人税の課税根拠として、法人が国から様々な利益を享受していることからその対価負担であるとする利益説ないし特権説、法人の社会的な存在に着目した社会費用説、負担能力説等が挙げられている⁶。

現在、わが国における株主段階での課税は、配当については部分的ではあるが調整が図られており、これは一体説の考え方を採り入れたものといえる。一方で、留保所得を源泉とする株式譲渡所得への課税について、法人段階と株主段階での課税の調整は原則として行われておらず、完全に一体説に基づいているとはいえないことになる。

一体説と独立説とについて、品川芳宣教授は、「法人税の課税根拠を一体説と独立説に区分した場合に理論的にどちらがよいかということについては、すべての法人に対して共

通的な議論はできないと思います。一体説は当然個人の株主と一体的な企業、則ち中小の同族会社であればそれになじむでしょうし、独立納税主体というのは結局は個人資本主から乖離された経営と所有が分離された大企業に当然当てはまってくるわけです。」と述べている⁷。法人段階と個人株主段階における課税の調整を検討する際には、法人と株主との一体性の程度が考慮されるべきであり、株主数の多寡、株主が不特定多数か限定された特定の者か、経営と所有の同一性、株式の譲渡可能性（譲渡制限の有無）などが、一体性を考える上でのメルクマールとなりそうである⁸。この一体性の程度は、法人課税されるものとパススルー課税とされる事業体の範囲の議論に結びついてくるものである。

2. キャピタル・ゲイン課税

株式譲渡益を含めたキャピタル・ゲインに対する課税については、課税の対象とすべきかという問題、その範囲、平準化の方法など

7 品川[1999]84頁。Richard Goode氏も、典型的な小規模の私的会社は、経済上重要な点では組合にきわめて類似しており、このような株式会社に課税する場合には、株式会社とその株主とが、経済的に一体であると考えるのが合理的である。他方、大規模な公開会社を組合と本質的に類似していると考えことはできず、株主と株式会社とが全く別個のものだという法律上の仮定の方が無理がないとしている（Goode(塩崎訳)[1967]26頁）。

8 法人株主についてではあるが、中里実教授は、子会社から親会社への配当について、親会社段階では受取配当が益金不算入となるのに対し、子会社において利益が留保されると、事後的視点からは親会社の保有する子会社株式の価値の増加に反映されるから、理論的には、子会社株式のキャピタル・ゲインも同様に非課税とすべきであるということにならざるをえないのではなからうかと述べており（中里[2003]52頁）、親子会社のような一体性の程度が高い場合には何らかの調整が必要とならう。

4 金子[1996b]431頁。

5 金子[2007]231-232頁。

6 Goode(塩崎訳)[1967]28-43頁。この他、Bird[2002]においては、法人の有する担税力、国際的視点、個人所得税のbackstopping等の要素を掲げている。

の論点がある⁹。キャピタル・ゲインへの課税は、実現の時期を選択できること、増加した価値が一時に実現し累進課税の対象となることなど、所得としての特異性に着目して、通常より低い税率適用、分離課税、平均課税、インフレ調整などを考慮した制度設計が行われてきた。

シャープ勧告は、キャピタル・ゲイン課税について、譲渡益の全額課税と譲渡損失の全額控除を勧告している。インフレによる名目的な譲渡益については、過度のインフレ（概ね15%以上）による部分の名目価値を調整することとし、変動所得の一つとして平均課税の方式を適用するとしている¹⁰。

シャープ勧告を受けて株式等譲渡益課税制度が導入されたが、有価証券取引市場の発展を阻害すること、譲渡益を適正に査定した上で徴税するのが技術的に難しいことなどを理由として、1953年度税制改正で株式等譲渡益は非課税とされ、代わって有価証券取引税が売主に課されることとなった。その後、1988年12月の税制改正で、資産に対する課税の適正化、負担の公平を図る観点から、有価証券の譲渡益は原則として課税対象とされ、当面、公開株式等については申告分離方式と源泉分離方式の選択制、非公開株式等については申告分離課税方式によることとされた。1999年度税制改正で、有価証券取引税の廃止に併せて、上場株式に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度は廃止され、2003年から申告分離

課税に一本化されることとなった¹¹。

このように、1953年以降課税されていなかった株式等譲渡所得は1988年12月の税制改正で課税対象とされたが、法人と個人株主における課税上の取扱いは、いわば別個独立に構成されており、法人税と株主段階での株式譲渡所得課税との間での調整は原則として行われていない¹²。

多くの国において配当に係る調整措置は存在するものの、株式譲渡所得に係る調整を実施している国は限られている。その理由の一つとして、法人税が全て株主に転嫁しているとはいえ、例えば商品の価格に転嫁され消費者が負担している可能性が考えられる。株式譲渡益の源泉は、課税済留保所得の累積だけではなく、法人の将来の収益に対する期待や法人が保有する資産の未実現の値上がり益等があるが、課税済留保所得を反映した株

11 なお、申告分離課税移行時には、納税者の事務負担を考慮し、特定口座に保管を委託している上場株式等の譲渡による所得については、他の株式等の譲渡による所得と区分してその金額を計算する特定口座制度（租税特別措置法37条の11の3）が導入されている。

12 個人株主段階での株式帳簿価額の調整により、法人税と株式譲渡所得の二重課税が排除できるが、株主における株式の帳簿価額（アウトサイド・ベシス）は原則として株式譲渡や出資がない限り変化しない。つまり、別段の定めがあるものを除き、有価証券の取得価額は、払い込んだ金額あるいは購入代価（ただし発行法人から与えられた株式譲渡請求権等の権利行使により取得、あるいはその他の方法により取得した株式等については取得のために通常要する価額）に取得・購入のために要した費用を加算した金額である。特例として、贈与、相続等により取得した有価証券、著しく低い価額による譲渡により取得した有価証券、株式の分割または併合の場合の株式等、増資により取得した株式、合併により取得した株式、分割型分割により取得した株式、減資等があった場合の株式等の取得価額について別段の定めがあるが（所得税法施行令109条、110条、112条、113条、114条他）、法人段階で法人税が課税されるのみでは株主の株式帳簿価額は変化しない。

9 代表的な研究として、例えば金子[1996c]。森信[2002a]では、株式譲渡所得に課税すべきかという問題、株式譲渡所得課税の経済効果（ロックイン効果、インフレ調整、平準化措置、投機抑制効果）、株式譲渡損失の取り扱い等を含めた株式譲渡所得課税の政策課題について論じている。

10 シャープ使節団[1949]90-93頁及び付録B。

式価値上昇に係る二重課税との調整については、法人が獲得した利益について株主まで通じた一連のものとしていかに課税するかを考慮していくべき問題である。株主と法人との一体性が強い場合や、株式譲渡益の源泉の大部分が課税済留保所得の累積に起因し、将来収益の期待部分が僅少と考えられる場合には、留保所得と株式譲渡所得との二重課税を排除していく必要性が高まると考えられる。

法人税と株式譲渡所得課税との調整

1 法人税と所得税の統合方式

法人税と所得税との統合方式については、米国、英国、カナダ等で多くの研究・提案がなされている。例えば米国においては、1992年1月に財務省が報告書（以下「財務省報告書」¹³）を発表している。財務省報告書は、法人税と所得税との統合方式として、

配当非課税方式（Dividend Exclusion Prototype）

株主割当方式（Shareholder Allocation Prototype）

包括的事業所得税方式（Comprehensive Business Income Tax Prototype：以下「CBIT」）

インピュテーション方式（Imputation Credit Prototype）

の4つの類型を検討した。米国がこの統合問題に取り組んだのは、米国の現行税制のように法人税と所得税を統合しないシステム

13 U.S. Treasury Department[1992a]。同報告書を考察したものとして、McNulty(増井訳)[1994a]及び同[1994b]、Graetz & Warren[1999]、佐藤[1992]、馬場[1998]等。同報告書に関する本稿の記述はMcNulty(増井訳)[1994a, b]の分析に多く依っている。

(classical system) は、3つの主要な歪みを持つためである。第一は、法人所得をより高い実効税率で課税するため法人部門の投資を減退させること、第二は、株式発行よりも借入による資金調達が有利となること、第三は、法人企業の利益処分に介入し、配当よりも留保を促進することである¹⁴。財務省報告書以外の統合方式の研究も、法人税と配当課税との二重課税の調整、資金調達形態の中立性、配当政策の中立性を主眼とした研究といえるが、統合方式の研究はこれらの他に法人税と株式譲渡所得課税との二重課税の問題も十分に考慮していくべきである。そこで以下では統合の目的を以下の4つに分類し¹⁵、財務省報告書が検討した4つの統合方式を含め、各種統合方式をこれらの目的に照らして検討し、特に法人税と株式譲渡所得課税との調整の観点を中心として統合のあり方を考察していく¹⁶。

目的A：法人税と配当課税との二重課税の排除

法人段階で課税済の利益が配当され、株主段階で受取った配当が再度課税されることになる二重課税の排除

目的B：資金調達形態の中立性（利子と配当

14 Treasury Department[1992a]p. vii.

15 4つに限定されるものではなく、他に事業形態と課税の中立性や投資に対する課税の中立性（新古典派の投資理論では、資本ストックの量は資本の限界生産力と資本コスト[資本財購入価格×(資本利子率+減価償却率)]で決定されるため、法人税が資本コストへ影響を与える可能性がある。)などもある。

16 本稿で取り上げる方式の他にも、配当に軽減税率を適用する二重税率方式、個人の受取配当の一定割合を所得から控除する配当所得控除方式など、様々な統合方式がある。

との中立性)

負債利子が損金算入、配当が損金不算入の場合に、自己資本(株式発行)より借入れによる資金調達有利となる非中立性の排除

目的C: 配当政策の中立性(留保と配当との中立性)

配当が株主段階で課税されると配当せず留保を促進し課税が繰り延べられる、あるいは株主段階で配当が非課税の場合には留保より配当を促進することになる非中立性の排除

目的D: 法人税(留保部分)と株式譲渡所得課税との二重課税の排除

課税済所得が留保され、それが株式の価値上昇をもたらす場合、その株式の譲渡益に再度課税される二重課税の排除

(1) 配当非課税方式

配当非課税方式は、法人段階で通常の課税(配当は損金不算入)を行い、配当が株主に分配された時点ではその配当を株主の所得から除くものである。つまり、法人が獲得した所得は、法人段階で法人税率により一律に課税され、株主段階では配当が非課税となる。なお、法人税の優遇措置により課税されなかった所得から配当が行われた場合にまで株主段階で配当非課税とするのは適当ではないため、財務省報告書は法人が通常法人税を納付した場合にのみ配当非課税とする仕組みを提案している。

配当非課税方式は、株主段階で配当非課税のため、配当の二重課税が排除される(目的A達成)とともに、容易性というメリットがある。一方、法人段階で利子損金算入、配当損金不算入であり資金調達形態の中立性(目的B)は達成されない。また、配当であれば

非課税となるものが留保されて将来株式譲渡所得として実現すると課税されるため、配当を促すインセンティブが働き、配当政策の中立性(目的C)も達成されない。配当につき法人段階のみの一律の課税となることから公平性の問題もある¹⁷。

財務省報告書は、諸統合方式との比較の中でCBITが望ましい方式としているが、その実現には相当の時間を要するため、それまでの移行措置として配当非課税方式を提案している。また、米国財務省が1992年12月に作成した立法上の勧告書(U.S. Treasury Department[1992b])では、配当非課税方式が簡素性の観点から望ましいとしている。

法人税と株式譲渡所得課税との二重課税は残る(目的D未達成)ことになるが、財務省報告書は株式帳簿価額を調整することにより二重課税を排除する仕組みを考察しており²(1)で後述する。

(2) 法人税株主割当方式

カナダにおいて、連邦税制を調査し改革の勧告を行うカーター委員会が、1966年に報告書(以下「カーター報告」)を作成した¹⁸。当時のカナダ税制の問題として、配当は個人株主が受取ったときに課税される(受取配当の20%の配当税額控除あり)が、株式の譲渡所得は個人及び法人レベルのいずれにおいても課税されていなかったため、法人は所得を配当するよりも留保したほうが有利となる非中立性があった¹⁹。

17 この他、Avi-Yonah[2002]は、国際的観点(外国株主の存在等)を踏まえるとロスのほうが大きいとの問題点を指摘している。

18 Royal Commission on Taxation[1966]。同報告書を詳細に考察したものとして、栗林[2005]参照。

19 栗林[2005]143頁。

カーター報告は、法人税と所得税との統合について、税の最終的な負担者は個人株主としているが、株式価値の上昇分を発生時に課税することが現実に困難なこと、カナダ法人株式を保有する外国人株主に課税できなくなることを主要な理由として、法人税を継続することはやむを得ないとし、法人擬制説の立場に立って統合を目指し、法人税株主割当方式を提案した²⁰。

法人税株主割当方式は、法人税を所得税の源泉徴収税として位置づけ、法人の留保所得を株主に割り当てることにより法人税と所得税の統合を図るものであり、株主段階ですべての所得を合算した上で課税を行う総合所得税の方向にあると考えられる。配当・留保を問わず法人段階で個人所得税の最高税率である50%の税率で課税し、法人が獲得した所得と負担した法人税とを持分に応じ株主に割り当てる。各株主は割り当てられた所得に割り当てられた法人税額分をグロスアップし、自らの所得税率を適用して税額を算出し、そこから法人税額を控除する。同時に、株主は割り当てられた所得額分だけ株式帳簿価額を増額する。配当には課税されないが、配当された額を株式帳簿価額から減額する。

法人税株主割当方式の下では、借入資本の有利性が残るため資金調達形態の中立性（目的B）は達成されない。一方、実際に分配されるか否かにかかわらず株主に法人所得を割り当てるため、配当政策の中立性（目的C）は達成されるとともに、この統合方法により、留保所得を株式譲渡所得に転換することによって非課税で分配することを防止することができる。また、個人株主段階で配当・留保が

グロスアップされるとともに、株式帳簿価額が調整されると、法人税と株式譲渡所得との二重課税を排除することもできる（目的D達成）。この方式は完全統合方式に近いものであり、課税時期のずれは生じるものの、法人税は所得税に吸収されることになる。

この方式の問題点は執行の複雑性である。各株主に所得と法人税額を割り当て、各株主が税額計算及び株式帳簿価額調整を行わなければならない、株主が多数の場合や年度途中で株式が譲渡されたときに困難な問題が生ずる²¹。また、法人税の転嫁の問題、つまり法人税負担の一部が株主以外に転嫁されるとすれば、その部分については二重課税は生じないが、株式帳簿価額の調整により二重課税を完全に排除することは、過大な調整が行われることになってしまう²²。さらに、株式の市場価値が、留保所得分を超過して値上がりした部分については株式譲渡所得課税が行われるが、この超過部分は法人の収益力増加に対する期待を反映したものであり、将来法人レベルで課税される、あるいは課税後の法人所得から分配される配当が増加するため、将来の期待収益に対しては二重課税が残るとの指摘もある²³。将来の二重課税まで排除するためには、株式譲渡所得を非課税とすることが考えられるが、株式譲渡所得を獲得した者の担税力を考慮すると、一律に非課税とすることは慎重であるべきと思われる。財務省報告書では、株式譲渡所得を非課税とすることも

21 このほかの問題点として、法人の租税優遇措置、外国株主、課税除外株主、国外所得等が指摘される（McNulty（水野訳）[1988b]93頁）。

22 法人税の転嫁に関する研究には、例えば林[2007]などがあるが、明確な結論はでていない。中里実教授は法人所得税の転嫁・帰着について考察を加えた上で、「結局のところ、一般的に誰が法人所得税の負担を負うかを理論的に明らかにすることは困難である。」と述べている（中里[1991]16-19頁）。

23 F. Sheppardによる指摘（栗林[2005]164-165頁）。

20 財務省報告書においても株主割当方式として検討されているものである。カーター報告の法人税株主割当方式の概要については、栗林[2005]156-163頁参照。

検討しているが、非課税化は未実現の法人資産の値上がり益に対する課税が大幅に繰り延べられる、あるいは非課税となり得ると問題視している²⁴。

(3) 包括的事業所得税 (CBIT)

CBIT は、法人段階における支払利子を損金不算入とすることにより、留保所得と配当のみならず支払利子も法人段階で課税し、株主の受取段階では配当、利子ともに課税しないものである。CBIT は資本所得課税を法人段階で完結させるものであり、分類所得税による資産所得の分離課税化と整合的と考えられる。

財務省報告書は CBIT を相当の時間を要するものの望ましい統合方式とした²⁵。CBIT の課税ベースは支払利子、支払配当、留保であり、利子・配当に対する課税を法人段階で完結させることにより、資金調達に関し中立となる (目的 B 達成)。株主段階での受取配当は非課税であり、法人税と配当との二重課税も排除している (目的 A 達成)。また CBIT では、個人事業、パートナーシップを含め全ての事業形態がその適用対象となるため、事業形態の選択に中立的となる。しかし、配当すれば非課税の一方で、留保を続けた後に株主が株式を売却した時点で株式譲渡益に課税されるため、配当を促すインセンティブが働き、留保と配当との中立性を欠く (目的 C 未達成)。留保所得と株式譲渡所得

課税との二重課税は残る (目的 D 未達成) ことになるが、財務省報告書は株式帳簿価額を調整することにより二重課税を排除する仕組みを考察しており²⁽¹⁾で後述する。

(4) 法人税株主帰属方式

アメリカ法律協会 (American Law Institute) は法人税と所得税の統合に関する研究を長年行っており、1993年に Alvin Warren 教授が報告者として作成したレポート²⁶ (以下「ALI 報告」) は、統合方式として法人税株主帰属方式 (Shareholder Credit for Corporate Taxes Paid) を提案している。この方式は欧州等の国々でインピュテーション方式として採用されてきた²⁷。

法人税株主帰属方式は、法人段階で法人税が課される一方、株主段階では受取配当に法人段階で課税された法人税額をグロスアップした額について課税されるとともに、配当に係る法人税額分を税額控除するものである。法人税は株主段階での課税の前取りとなり、最終的には株主段階で税額控除される。なお、損失の配賦は認められない。この税額控除は、配当が実際に分配されるまでは行われない。法人税株主割当方式では実際の配当支払いの有無に関係なく控除されるが、法人税株主帰属方式では実際の分配時に配当に係る法人税額分が控除されるという相違がある。つまり、この方式では内部留保に対する法人税は控除されないことになる。

法人税株主帰属方式では、配当の二重課税

24 U.S. Treasury Department[1992a]p.81.

25 財務省報告書における CBIT の詳細は岡村[1993]参照。また、Gammie[1992a,b]は国際的観点を含めて財務省報告書の分析を行っている。なお、U.S. Treasury Department[2007]は、Business Income Tax System を提案しており、法人税に係る複数課税 (multiple taxation)、借入による資金調達の有利性等の問題を指摘し、支払利息損金不算入かつ受取利息益金不算入、課税ベースを広げ税率を引き下げるといった提案を行っている。

26 ALI[1993]。ALI 報告に関する本稿の記述は McNulty(増井訳)[1994a,b]に多く依っている。

27 海外株主の二重課税が排除されず国際的な中立性に反することから、EU 域内では近年インピュテーション方式を廃止している国もある。例えばドイツは2002年、フランスは2004年から配当所得一部控除方式に変更している。

は株主段階での税額控除により排除される（目的A達成）。一方、資金調達形態の中立性（目的B）については借入資本の有利性が残るため達成されず、留保・配当の中立性（目的C）についても、課税時期は株主が配当を受け取った時となり留保分について統合は行われなため達成されない。また、法人段階で非課税だった所得（例えば法人の受取配当）を株主段階で課税する場合には、配当の原資が何かを明確にしておくことが必要となるが、複雑性の問題が生じる。

法人税株主帰属方式においては、株式譲渡益は株主の通常所得の税率で課税され、譲渡損は控除される。財務省報告書（配当非課税方式及びCBITを提案）とALI報告（法人税株主帰属方式を提案）の得失を評価したMcNulty教授は、両者とも米国の現行のClassical Systemに比べると法人源泉所得に対する「二重」課税を軽減もしくは除去する効果を有しているが、どちらも部分統合の方式にすぎず、理論的には組合方式よりも劣っていると言わざるを得ないとしている。さらに、配当非課税方式ないしCBITは、低い所得段階にある株主に比べて、高い所得段階にある株主により多くの救済を与えるため、水平的及び垂直的の公平の観点から問題があるとしている。これに対して、法人税株主帰属方式は、法人セクター所得を一回だけ課税し、分配後は受取個人株主の税率および人的事情に応じて課税するため公平性に優れるとともに、法人形態の投資・所得と、非法人形態のそれとの間に中立性がもたらされるなどの点から、配当非課税方式やCBITよりも複雑であるという点はあるものの優れているとしている。そして組合方式による完全統合を望ましいものとした上で、それが公開法人にも適用可能になるまでは、これに近い統合の方法は法人税株主帰属方式であろうとして

いる²⁸。

複雑性の問題に関しALI報告は、この仕組みが複雑化するのには、優遇措置のために軽減税率または非課税とされる法人所得、外国源泉所得で米国に送金されるもの、非課税株主及び外国株主に関する問題のためであり、法人の優遇措置を株主は継承しない、外国源泉所得は投資家に非課税で分配できるものと扱う、非課税株主等に対する一段階課税を維持するなどの方法により、こうした問題にも対処できるとしている²⁹。株式譲渡所得に対する二重課税排除に関しては、みなし配当・再投資オプションという方式を示しており²(1)で後述する。

ALI報告の法人税株主帰属方式は、法人格の有無にかかわらず、持分の所有者が限定される一定の事業体についてパススルー課税が適用されることとなっており、法人課税の対象となる事業体の範囲について示唆を与えているものである。構成員が特定の者に限定される事業体、あるいは閉鎖的法人の場合には、利益を享受するのは構成員（株主）であると考えられ、法人格があるとしてもパススルー課税の仕組みにより課税していくことが適当と考えられる。

(5) 配当利子損金算入方式

配当利子損金算入方式は、英国のInstitute for Fiscal Studies (IFS) が1991年に提案したものであり³⁰、法人段階で配当を利子と同様に損金に算入することにより、自己資本と借入資本との資金調達の選択に対して

28 McNulty(増井訳)[1994a] 152-153頁。

29 同上 151頁。

30 IFS[1991]においてAllowance for Corporate Equity(ACE)として提案されている。

中立となる（目的B達成）³¹。また、配当を損金算入することにより配当二重課税も排除される（目的A達成）³²。

一方、配当が損金に算入されるため、内部留保より分配を促進し、留保・配当の中立性（目的C）は達成されない。また、法人所得の計算上、実際の配当支払いがなくても自己資本の機会費用分を課税ベースから控除する仕組みをとっているため、自己資本に係る所得は株主に分配されるまで課税が繰り延べられ、現時点で課税される他の形態の資本所得に比べて優遇されることが問題となり³³、この場合には目的B未達成となる。また、株式帳簿価額調整等の仕組みがない限り株式譲渡所得については二重課税が排除されないことになる（目的D未達成）。

(6) 組合方式

組合方式は、法人段階での課税をなくし、法人が所得を獲得した時点で株主に対する課税を行うことによる完全統合方式である。つまり、配当されるか否かにかかわらず、法人所得を持分にに応じて株主に配賦し、配当だけでなく、留保についても株主レベルで課税するパススルー課税の方式である。

法人レベルで課税所得の計算を行わないため、法人が株主に支払う配当が控除できるかは問題とならず、配当の二重課税や課税繰り

31 配当利子損金算入方式の長所として、限界投資に関して中立的、資金調達に関して中立的、資産への投資と事業活動への投資の選択に関して中立的、インフレーションにあわせて自動的に課税ベースを調整、簡素、という点が指摘される（木村[1995]175頁）。

32 なお、仮に法人税がすべて株主以外に転嫁される場合には、法人税の計算上、配当を課税しないこととすれば配当に対する課税は株主レベルのみになるため、配当を損金に算入する方式は合理的ということになる。

33 Graetz and Warren[1999], pp.1775-1776.

延べの問題は解消され、資金調達、配当政策に関しても中立性が維持される（目的A, B, C達成）。株主レベルでの株式譲渡所得課税については、株式帳簿価額を調整することにより二重課税を排除するとともに（目的D達成）、所得種類の転換（配当から譲渡所得への転換）による租税負担減少の問題も解消される。法人と株主の一体性が強い場合には、利益が帰属する者に対する課税との考え方から、組合方式は望ましいと考えられる。

米国においてはパートナーシップ課税制度やS corporation制度というパススルー課税の仕組みがある。パートナーシップ課税制度の下では、パートナーごとに資本勘定（capital account）を設定し、資本勘定は、パートナーシップに対する出資額や、パートナーシップ利益のパートナーへの配賦分だけ増減させる。パートナーがパートナーシップから分配を受けた場合、持分の調整原価を上回らないかぎり所得は認識されない³⁴。また、前期以前の利益からの分配であることを明確にするため留保利益勘定を設け、留保利益勘定からの分配については非課税とされている。S corporation制度の下では、所有と経営が一致しているような一定の要件を満たした閉鎖的法人については、法人であっても法人段階での課税をなくし株主段階のみの課税とすることを選択できる³⁵。一定の要件とは、株主が75名以下であること、株主に法人、パートナーシップ、非居住者を含まないこと、一種類を超える株式を発行しないことなどである³⁶。S corporation制度では、持分に依じた所得金額だけ株式の取得価額が調整され

34 内国歳入法サブチャプターK（701-777条）。

35 こうした法人は内国歳入法のSubchapter Sの規定が適用されることから、S corporationと呼ばれる。

36 内国歳入法1361条(b)(1)

る³⁷。いずれの制度も、構成員が利用できる事業体の損失は、構成員の出資勘定が0未満にならないように限度額が設けられているなど詳細な規定が定められている。

パススルー課税の仕組みには多くの規定が必要になるが、わが国には組合課税の詳細な法規定は存在しない³⁸。事業体課税の方法について、米国のパートナーシップ課税制度やS corporation 制度を参考としつつ整備していくことが肝要と思われる。

組合方式の主な問題点は、課税の都度毎年株式帳簿価額を調整しなければならない煩雑性や、実際に受取っていない法人所得に係る税を株主が負担することであり、特に多数の株主が存在する大法人に対する実施が困難といえる³⁹。所有と経営が分離し、不特定多数の株主を有する法人についてまで組合方式を適用することは望ましくなく、どこで線引きをするかが問題となろう。

(7) キャッシュフロー法人税⁴⁰

キャッシュフロー法人税とは、課税ベース

37 内国歳入法1367条

38 日本の組合課税の方法は、組合の最終的損益を分配割合に応じて組合員の総収入金額等に算入する方法、組合の収入金額とそれに対応する原価や費用等を分配割合に応じて組合員の総収入金額等に算入する方法、組合の収入金額や支出、資産、負債等を分配割合に応じて組合員のそれらと取り扱う方法の3種類が通達で定められている（所得税法基本通達36・37共-20、法人税法基本通達14-1-2）。しかし、現在組合員の持分の価額の調整を計算するような規定は定められていない。

39 この他、株式を持ち合っている法人間では、損益配賦が循環するという問題もある。

40 キャッシュフロー法人税は、統合方式に代替する法人課税方式といえるが、ここでは支出税と組み合わせ、統合方式に含めて記述する。

をキャッシュフローとするものである。減価償却制度を廃止し、投資は即時に課税所得から控除するとともに、負債利子は控除不可とするものであり⁴¹、1978年に発表されたイギリスの税制改革の報告書（IFS[1978]：いわゆる「ミード報告」）において、企業行動に対する中立的な税制として提案された。その効果や個人段階での支出税との組み合わせについては次のように述べられている⁴²。

負債で資金調達をした場合、負債利子に関しては控除が認められるので、企業段階では課税ベースに含まれず、・・・負債と株式を比較した場合、税制上負債を優遇していることになる。・・・キャッシュフロー法人税では負債利子は控除されない。したがって、負債で資金調達した場合も、新株発行で資金調達した場合も、企業段階でキャッシュフロー法人税、個人段階で資本所得税が課せられる。一方、内部留保については企業段階でキャッシュフロー法人税が課され、個人段階ではキャピタルゲイン税が課される。そして法人税のケースと同様、キャピタルゲイン税に関して課税時点の問題が生じ、他の2つの資金調達方法と税負担が異なる可能性が高い。ただし、個人段階で消費課税を実施し、資本所得を非課税とすれば、資金調達方法の違いによる税負担の差は生じない。つまり、キャッシュフロー法人税と支出税の組合せにより資金調

41 キャッシュフロー法人税の詳細については、野口・藤井[2000]53頁、古田[1995]13-18頁等を参照。田近・油井[2000]第6章においては、所得を課税ベースとする法人税が課税の中立性を阻害することを示した上で、所得を課税ベースとする法人税からキャッシュフロー法人税への転換により、課税ベースがどのように変化するか、現行と同額の税収をキャッシュフロー法人税により徴収する場合に設定される税率についての試算が行われている。

42 山田[2006]70頁。

達に対する中立性を確保できるのである。

このように個人段階における支出税と組み合わせたキャッシュフロー法人税では、利子・配当による課税上の差別はなく資金調達形態の中立性（目的B）が達成されるとともに、キャピタル・ゲインの課税時点の問題が解消される。支出税が採用されるならば、法人段階での留保は貯蓄とも考えられ、貯蓄は支出税の課税ベースに含まれないため資本所得が非課税となり、目的A、C及びDが達成される。また、利益を法人を通じて獲得したか否かで税負担は影響を受けず、事業形態に中立である。一方、キャッシュフロー法人税の問題点としては、移行期に未償却資産が存在する場合の取り扱いの問題、投資の初期段階に税収が大きく減少し、後に税収が増加するという税収の不安定化がある⁴³。また、キャッシュフロー法人税は支出税と適合的との考え方に対して、個人株主が法人を通じて獲得した所得を再投資する場合、その年度に課税が行われなくなり、法人がタックス・シェルターとなり得るとの指摘がある⁴⁴。支出税と組み合わせるとのキャッシュフロー法人税の導入は課税方式の抜本的な改革となり、実現可能性の問題や、株式譲渡所得は実現時には非課税となることについて公平性の観点からの問題も生じよう。

(8) 小括

法人税と所得税の統合のあり方について、金子宏教授は「統合の方式および程度は、水平・垂直の両義における公平の維持、法人の資金調達における効率性の確保、個人の株式投資の促進、資本市場の活性化、国際的投資の促進等の要請と密接な関係をもっている。

したがって、これらの要請になるべく適合するような統合の方式を構想することが好ましい。」と述べている⁴⁵。統合方式や株式譲渡所得課税のあり方の検討にあたっては、留保した利益を新たな利益獲得のために投資するという企業の投資促進、企業の成長、さらには資本市場の活性化という政策目的も踏まえつつ、個人株主段階の課税のみでなく、法人段階での課税を含め一連のものとして考慮していく必要がある。現行税制は、株式譲渡所得について、法人段階での課税と個人株主段階での課税との調整を原則として行っていないが⁴⁶、株式譲渡所得課税は、貯蓄・投資

45 金子[1996b]434頁。

46 前掲注11参照。法人株主に関しては、合併の場合（法人税法施行令119条五）や減資の場合（法人税法61条の2、法人税法施行令119条の9）等に帳簿価額調整が行われるほか、連結納税制度を利用する法人の場合、連結親子会社の一体性という性質から、投資簿価調整による調整が図られている（法人税法2条十八へ、十八の二チ）。これは、連結法人が連結子会社の株式について譲渡等を行う場合、この株式の譲渡損益等に対する課税と連結子会社の獲得した利益に対する課税との二重課税を防止する等の観点から調整するものである（平成17年12月26日付課法2-14ほか1課共同「法人税基本通達の一部改正について」）。連結納税制度の適用対象となっていない親子会社の場合には投資簿価調整の仕組みはないが、法人株主の有する子会社株式の譲渡損益についての調整の是非、帳簿価額調整を行うべきグループの範囲、さらには子会社株式以外の株式や特定の者のみが保有する株式について、法人段階での課税と株主段階での譲渡所得課税との調整のあり方は論点となる。なお、タックスヘイブン対策税制において、課税済留保金額の損金算入は、特定外国子会社等が配当を支払った場合に適用され、内国法人が保有する特定外国子会社等の株式を譲渡した場合には、損金算入の機会がなくなるが、これについて「キャピタル・ゲイン課税の二重課税排除が達成されるよう、キャピタル・ゲインから課税済留保金額が控除される規定を定める必要がある」との指摘がある（赤松[2007]293頁）。

43 井上[2005]124頁。

44 Graetz and Warren[1999]p.1775.

や企業活動の中立性の観点から、法人の獲得した所得について、法人段階と個人段階とで総合的に捉えて、法人が獲得した利益に対する税負担は本質的に誰に帰属するかを考慮していくべきである。納税主体別の課税のあり方のみではなく、利益の発生源泉はどこか、その利益を享受する主体は誰か⁴⁷、どの段階でどの主体に課税すべきかという納税主体横断的な視点が必要である⁴⁸。

これまで配当非課税方式、法人税株主割当方式、CBIT、法人税株主帰属方式、配当利子損金算入方式、組合方式、キャッシュフロー法人税を概観したが、各方式とも完全に統合することの困難性、あるいは実施に伴う複雑性といった問題を含んでいる。4つの統合目的のうち、いずれの方式も目的Aを達成するが、目的B及びCの達成についてはまちまちであり、目的B及びCをともに達成するのは、完全統合の仕組みである組合方式、個人レベルで支出税の仕組みを組み合わせたキャッシュフロー法人税であった。支出税と組み合わせたキャッシュフロー法人税の導入は個人課税方式を含めた税制の抜本的な改革となり、実現可能性の問題がある。一方、組合方式は、法人と株主との一体性が強く株主に利益が帰属すると考えられるケースでは望ましい課税

47 朝長[2006]では、法人税の納税義務者について、所得が帰属するの否かによって判断することが適当であるとしている。

48 配当や株式譲渡益に関する課税のみでなく、例えば、「特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入」制度は法人段階での課税と個人段階での課税を一連のものとして捉えた仕組みと考えることができる。これについての考察として酒井[2008]36-39頁参照。また、特定同族会社の留保金課税制度も法人税と個人レベルの課税を一連のものとして検討していくべきものである。仮に配当が非課税となり、留保との中立性が確保されるならば、特定同族会社の留保金課税制度の見直しにもつながると考えられる。

方式といえるが、特に多数の株主が存在する場合には実施の困難性の問題が生じるためすべての法人に適用するのは適当ではなく、対象を限定するなどの考慮が必要となろう。

なお、多数の株主が存在する公開株についても二重税の緩和を図るために、法人税と株式譲渡益との二重課税を調整する方法として、ドイツやフランスで導入されていた2分の1課税とする簡便法を用いることにより、法人と個人を通じた税率が利子並みとなりバランスがとれるという意見もある⁴⁹。

2. 法人税と株式譲渡所得課税との調整方法

配当の二重課税が排除され、株式譲渡所得の二重課税が排除されないと、留保よりも配当を促進することになる。Graetz and Warren[1999]は、配当税額控除による統合方式の下では、留保所得について次の2つの問題があるとしている⁵⁰。第一は、限界税率が法人税率より低い株主の場合、法人が利益を分配するインセンティブとなり、留保が不利に扱われること、第二は、株主段階でのキャピタル・ゲイン課税は、法人が獲得した利益の二重課税となることである。第二の問題については、株式譲渡益課税を優遇することで部分的に緩和できるかもしれないが、株式の値上がり益は必ずしも留保所得から生じるものではないという問題がある。

留保と配当の中立性を確保し、株式譲渡所得の二重課税を排除する仕組みが必要となるが、その方法として、株式帳簿価額調整の仕組みを各種の法人課税方式に組み合わせる方法や株式譲渡所得の非課税化等が考えられる。

前述のとおり米国のパートナーシップ課税制度やS corporation制度では、出資者(組

49 吉井[2008]150-153頁。

50 p.1770.

合員や株主)に課税された所得の額について、組合員持分あるいは株式帳簿価額に調整が行われる。株式帳簿価額を調整する仕組みはALI報告、財務省報告書、カーター報告等で検討されており、また、ノルウェーでRISK方式として導入されている。その他RRA方式や株式譲渡所得の非課税化などの提案もある。以下では、株式譲渡所得の二重課税排除(目的D)のための法人税と株式譲渡所得課税の調整方法について考察する。

(1) 株式帳簿価額の調整

配当非課税方式、CBIT、法人税株主帰属方式では、配当の二重課税は排除できても、株式譲渡所得の二重課税はそれ自体では排除されない。株式譲渡所得の二重課税を排除するために、ALI報告、財務省報告書、カーター報告は、株主段階における株式帳簿価額の調整を提案している。

ALI報告は株式譲渡所得の二重課税の是正のため、みなし配当・再投資オプション(Constructive Dividend and Reinvestment Option)を提案している。これは、法人が実際に分配をしなくても、法人は留保利益を株主へ分配し、その分配はすぐに法人へ再投資されたものと擬制するものであり、株主段階で税額控除を受けることができる。株主の株式帳簿価額は、擬制された再投資により引き上げられ、株式を譲渡したときの二重課税が排除される。法人税率が所得税の最高税率と同じ場合、この擬制された配当について株主は追加的な税負担はゼロあるいは還付されるため、株主が不利益になることはない。

財務省報告書も、課税済留保所得に対する二重課税を排除する方策として、みなし配当・再投資オプションと類似の仕組みである配当再投資プラン(Dividend Reinvestment Plan:以下「DRIP」)を説明している。これ

は、法人の留保所得について法人が利益を配当し、株主がそれを再出資したと扱うことを認めるものである。株主は、税引後法人所得の額だけ株式帳簿価額を増加させ、株式譲渡所得課税との二重課税を排除できる⁵¹。配当非課税方式では、株式基準価格の調整が行われず、留保するよりも配当する方が有利となるが、DRIPはこの非中立性を解消できる。

カーター報告が提案する法人税株主割当方式では、実際の配当がなくても、法人の留保所得については持分に応じ株式帳簿価額に加算し、逆に株主に配賦された留保所得から配当が行われた場合には株式帳簿価額を引き下げることが提案されている(前述1(2)参照)。

このように株式の帳簿価額調整の仕組みを取り入れることにより、留保所得を反映した株式価値の上昇に係る株式譲渡所得の二重課税が排除されることになる。

(2) RISK方式

ノルウェーでは、配当はインピュテーション方式により調整され、内部留保についてはRISK方式により二重課税の調整が行われてきた。このRISK方式は、株式譲渡所得の一部には課税済みの留保部分が含まれているため、課税後の留保所得額に応じて株主段階で課税される株式譲渡所得の額を調整するものである。RISK方式では、個別株主に帰属する年間の留保を算出し、株主の株式帳簿価額を留保分だけ引き上げる。これにより、留保を反映する株式譲渡所得は株主段階で非課税となり、留保分を超える株式譲渡所得についてのみ課税されることになる。実際の譲渡価格が将来収益への「期待」等を反映して取得価額と留保の累積額の合計を上回れば、その超過部分は株式譲渡所得として課税され

51 U.S. Treasury Department[1992a]ch.9.

る。なお、利子は法人段階で損金算入されるので、負担調整の必要はなく、受取った者が課税される⁵²。

留保所得に対する負担調整は、利益処分について留保するか配当するかの中立性を高めるだけでなく、株式を長期に保有するほど、RISK 調整によってその譲渡時に株式譲渡所得に課税される可能性が低くなり（あるいは株式譲渡所得が減少し）、株主が株式を長期保有するインセンティブとなる効果があるといえる。

(3) RRA方式

Christiansen[2004]は、RRA(Rate-of-Return Allowance)という方式を提案している⁵³。RRA方式は、法人のオーナーが経営にも従事している能動的オーナー(Active owners)の場合、所得を資本所得と勤労所得とに任意に分割し、限界税率の低い方へ所得をシフトさせる問題を解決するため、個人株主は配当に関してリスクフリーレートを超えた部分についてのみ課税される仕組みである。これは、資本所得の限界税率と労働所得の限界税率とを近づけることにより、所得を限界税率の低い方へシフトさせるモチベーションを低下させるとともに、通常の資本所得部分については低税率で課税する方式である。株主は、法人の税引後利益から配当を受

け取るが、課税ベースは配当の額からRRAを控除したものとなる。RRAとは株式帳簿価額に税引後利子率を乗じたものであり、RRAのほうが大きい場合には未使用RRAとなり、未使用RRAは株式帳簿価額を増額させる。これにより、株主の所得課税について、投資配分の中立性、自己資本と借入資本との資金調達の中立性、株式譲渡の実現時期の中立性が高まるという利点がある⁵⁴。このRRA方式は能動的オーナーが適用対象であり、所有と経営の一体性に着目した仕組みといえる。

このRRA方式の問題点として、株式の超過収益のみが勤労所得並みに高率課税されること、各株主がRRA控除を行う煩雑性、大きな執行コストなどが指摘されている⁵⁵。

(4) 株式譲渡所得の非課税化

二重課税排除のため株式譲渡所得を非課税とすることも考えられる。例えば、欧州のいくつかの国(オーストリア、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルグ、ギリシャ、オランダ)では多数の株主がいる法人の株式に係る譲渡所得を非課税としている⁵⁶。株価の上昇原因に法人の将来の期待収益の要素が含まれない、あるいは無視し得るほど僅少な場合(閉鎖的企業の場合などに想定される。)には、株式譲渡益の多くは課税済留保金額を反映したものと考えられるため、株式譲渡益を非課税とする、あるいは軽減課税とすることも帳簿価額調整に代わる簡便法として検討する余地があると思われる。例えば、ベルギーでは閉鎖的法人の株式譲渡所得を非課税とし、

52 「RISK」はノルウェー語の頭文字である。RISK方式の詳細は、馬場[2006]31頁、Christiansen[2004]、森信[2004]241頁、野村[2004]参照。株主の基準価額の調整を表す「RISK調整額」は、当該年度の課税後利潤(=課税法人利潤-法人所得税-支払い配当)を基礎として、翌年の1月1日時点でVPS(オースロ証券取引所上場の有価証券の所有者登録システム)に登録されている各株主に対しその所有株式数に応じて割り当てられる。(野村[2004]42-43頁)

53 pp.9-10.

54 馬場[2006]34-37頁では数値例を示しつつRRAの概要を説明している。

55 同上38-43頁及びChristiansen[2004] p.3.

56 Cnossen[2004]p.28.

オーストリア、ドイツ、ルクセンブルグでは、株式譲渡所得の半分のみ課税としている⁵⁷。公開企業の場合には、株価上昇の要因に将来収益の期待部分が多く含まれていることが想定され、株式譲渡所得の非課税化は、留保を反映した部分を超える部分まで非課税とされることを念頭に置く必要がある。

財務省報告書は、DRIP を企業に使うことを強制できないことや、法人の留保に基づくキャピタル・ゲインに課税するのは適当でないことから、キャピタル・ゲインを非課税とすることも検討したが、キャピタル・ゲイン非課税は、未実現の法人資産の値上がり益に対する大幅な課税繰り延べとなると問題視している。配当については二重課税を排除しながら、キャピタル・ゲインについては排除しないことについて、留保所得を反映して株価が上昇し、売り手が課税されたとしても、その後、配当が支払われると株価が下落し、買い手にキャピタル・ロスが発生する。ロスの控除が完全であれば納税者全体からみれば課税はなかったともいえるため、キャピタル・ゲイン税は一時的なものにすぎないかもしれないこと、キャピタル・ゲインは留保のみを反映するものではないこと、などの理由から、キャピタル・ゲインに課税するかは株式投資や企業家精神をエンカレッジすべきかという政策判断であるとしている⁵⁸。キャッシュフロー法人税と整合的な支出税の下では株式譲渡所得は非課税となるが、その適用の是非は上記、の観点を踏まえた検討が必要となる。

(5) その他の方式

株式譲渡所得課税については、含み益に対

する事後的課税を行う方式である Vickrey Tax, Retrospective Capital Gains Tax といった提案もなされている⁵⁹。前者は、株式譲渡益に対し、保有期間が長いほど税率を高くすることによって、利子課税と株式譲渡益課税との中立性を確保するものである。後者は、株式の譲渡価額に対し保有期間に応じた税率で課税を行うもので、取得価額に関する情報は不要となる。いずれも株式譲渡所得を通常所得と区別して取り扱う分離課税の方式であり、簡便性の利点があるが、法人税との二重課税の調整というよりは、株式譲渡所得の性質を踏まえた課税方式、あるいは株式投資の促進という政策目的の意味合いが強いように思われる。

(6) 小括

株式譲渡所得に係る二重課税排除の方法は、株式譲渡所得の非課税化や株式の譲渡価額に対して課税する方式を除くと、何らかの形で株式帳簿価額を調整するものとなっている。

非課税化は、未実現の法人資産の値上がり益に対する大幅な課税繰り延べとなることから慎重であるべきである。非課税としなくても、株式譲渡所得課税を優遇（例えば低率課税や2分の1課税等）することは、株式価値の上昇がすべて留保所得を反映したものでないことを勘案すると、簡便法として考慮する余地はあるものの、いきすぎた優遇となる可能性が生じる。また、株式の譲渡価額に対する課税は、一種の簡便法でもあり政策目的の意味合いが強いように思われる。したがって理論的には二重課税を排除するには帳簿価額調整の仕組みが有効と考えられる。

実際に配当されたか否かにかかわらず、法

57 同上p.28.

58 佐藤[1992]7-8頁。

59 国枝[2004]12頁参照。Retrospective Capital Gains Tax についての詳細は Auerbach[1991]参照。

人の損益を株主へ配賦し、その額に応じて株式帳簿価額の調整を行うことにより、留保分を反映した株式価値上昇に係る株式譲渡益の二重課税が排除される。米国のパートナーシップ課税制度においては、パートナーシップから各パートナーに割り当てられる所得の額により、各パートナーの持分の投資基準額が調整される⁶⁰。S corporation 制度では、持分に応じた所得金額だけ株式帳簿価額が調整される。わが国においては、2005年に有限責任事業組合（日本版 LLP）という新しい事業形態が創設された。この LLP は LLP 段階では課税されず、組合員が持分に依りて課税（損失についても構成員段階で認識）されるパススルー課税が適用されるが、2005年度税制改正で組合を通じた損失取り込みの制限について規定され、組合員の組合事業による事業所得等の損失額は、「調整出資金額」の範囲内に限ることとされた。調整出資金額とは、組合事業に係る出資額の価額を基準として計算した金額であり、組合員の出資金額に組合に内部留保された所得金額を各組合員の持分に依りて加え、各組合員に分配された金額を控除した金額である。この調整出資金額の計算は、株式帳簿価額の算定方法の参考となる。

一定の法人をパススルー課税の対象に入れることを視野にいれつつ、パススルー課税の方式の整備を検討していくべきである。その際、米国のパートナーシップ課税制度、S corporation 制度、有限責任事業組合の調整出資金額の計算の仕組み等が参考となる。

3. パススルー課税とその対象範囲

法人と株主との一体性が強い場合には、完全統合の仕組みである組合方式によるパススルー課税を行うとともに株式帳簿価額の調整

を行うことは、利益の帰属が株主にあると考えられること、4つの統合目的を達成できることから望ましいと考えられる。パススルー課税でなく、法人段階での課税を残す場合でも、法人と株主の一体性を強調すれば、法人税を所得税の前取りと位置づけ、株主段階で株式帳簿価額調整を行うことが望ましいと考えられるが、株式帳簿価額調整による二重課税の排除をすべての法人に適用することは困難かつ不適当であり、この問題は法人課税の対象となる事業体の範囲の問題にもつながるものである。利益の帰属者への課税や株式譲渡所得の二重課税の排除の観点から、パススルー課税制度を整備していくことが適当であるが、組合方式を適用できる法人の範囲については、法人形態だけでなく、法人以外の事業体を含めて考える必要が生じる。

パススルー課税とされる事業体の対象範囲については、これまで法人格の有無が重要な判断基準となっているが、事業体及びその構成員の性質を勘案して決定していくべきである⁶¹。例えば法人の場合、法人と株主との一体性のレベルにより取り扱いを区分する、つまり所有と経営が分離し多数の株主がいる法人（公開企業等）と、株主が限定されており所有と経営が一体となっている閉鎖的法人（個人経営企業、グループで株式の100%を

61 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択」（平成12年7月）190頁では、「今後も投資や事業の主体が多様化していくことが予想されますが、法人税の課税対象となる事業体が、法人格の有無により決定されるというこれまでの取り扱いについては再検討する必要があります。その事業や投資活動の内容、経済的意義、法的性格を踏まえ、適切な課税を確保する観点から、その課税のあり方について検討する必要があります。」とされている。また、増井[2003]は、利害関係者相互の権利義務に着目した上で、課税ルールを設計すべきとしている。

60 内国歳入法705条(a)

保有している同族会社、株式の譲渡制限がある法人等)とに区分することが考えられる。前者については、多数の株主の帳簿価額調整は実施困難であるとともに、所有と経営とが分離している法人と株主はそれぞれ分離した課税主体と考えられるため、株式帳簿価額調整を行って二重課税を排除する必要性は小さいものと考えられる。後者については、

利益の帰属は株主であると考えることが適当であること、株式価値の上昇の多くは法人の留保所得の蓄積に起因すると考えられるため、株式譲渡所得に係る二重課税排除の必要性は大きくなり、株式の帳簿価額調整を行うことが適当である。

わが国では人格のない社団等や法人課税信託は、法人格はなくても法人税の課税対象とされているが、法人課税の対象範囲を法人格の有無にかかわらず、利益を享受する主体は誰かという観点から、所有と経営とが一体となっている閉鎖的法人についてはパススルー課税とすることが実態に則しているように思われる。法人以外の事業体についても利益が事業体に帰属すると認められるものについては事業体レベルでの課税、それ以外は利益を享受する主体(構成員)が課税されるべきとの観点からパススルー課税とすることが適当と考えられる⁶²。

そこでパススルー課税の仕組みを整備する必要があるが、わが国においては、民法上の組合の損益を組合員の帰属させる方法について通達の定めがあるものの、組合の所得についての税務上の取り扱いを規定した法令はなく、まず組合課税制度の整備が必要である。

62 酒井[2008]は、「法人擬制説的な取扱いが閉鎖的法人には適合すると考えると、いわば租税法上の取扱いとしては、導管(conduit)的取扱いをすべきということになる。かたや、公開会社のような大法人については、法人組織体説的な捉え方が妥当するのではないかと思われる。」と述べている(34頁)。

同時に、その対象範囲に一定の法人も含めることを前向きに検討すべきであろう。

組合課税について金子宏教授は、「組合は、各組合員の当初出資・追加出資の金額、損益の配賦と分配等を明確にするために、組合員ごとに「組合員勘定」を設け、最初の出資額と追加出資額をその貸方に記入し、活動開始後の各事業年度における損益の配賦額、分配額および分配せずに留保した金額の明細を組合員勘定に記入することが適当」としている⁶³。損益の構成員への配賦に応じて株式の帳簿価額調整(持分の金額の調整)を行うことにより、株式(持分を含む)譲渡所得の二重課税の調整が図られることになる。

ただし、組合方式は二重課税排除等の観点からは有益であるが、法人損益の配賦に基づき毎年の株主の株式帳簿価額を調整する複雑性の問題がある。この問題に対しては、一定の小規模閉鎖法人への限定や簡便計算による緩和が考えられる。簡易なパススルー課税制度については、1999年にアメリカ法律協会が、一定の閉鎖的な事業体に対して適用する仕組みとして、Simple Private Business Firms(SPBF)という制度を提案している⁶⁴。SPBF制度は、事業体の所有者は居住者である個人に限定、優先持分以外の持分は一種類に限定するなど、適用できる事業体の要件を定めた上で、所得配賦等の計算を簡便にした仕組みであり、こうした仕組みを参考として検討を深めていくべきであろう⁶⁵。

63 金子[2006]18頁。

64 炭田[2006]は、SPBFを含めてALI[1999]を検討した上で、法人格の有無にかかわらず線引き基準の下で、わが国における簡素で実現可能な構成員課税制度を提案している。

65 多様な組織形態に関する課税のあり方を考察した増井[2002]では、「日本では導管方の課税ルールが著しく未発達であり、まずは閉鎖的企業を念頭においた簡易なルールの立法化を検討すべきである。」と簡易な導管ルールの必要性を強調している(26頁)。

完全統合の仕組みである組合方式は利点が多いが、非居住者株主からの徴税、株主が多数の場合における所得配賦の困難性という観点から、法人レベルでの何らかの課税を残すことも考えられる。法人レベルでの課税がない場合に、法人利益のすべてが分配されるなら比較的単純だが、留保分がある場合には、課税繰り延べを防止する必要性が生じる。また、留保は株式価値を上昇させるが、未実現であり課税されないため、繰り延べの時間的利益が得られる。定期的な法人の価値評価により課税できればこの課税繰り延べの問題は解決されるが、執行可能性の観点から現実的には困難である。そこで法人レベルでの課税を残すとすれば、法人税は源泉徴収の機能として存続させるとともに、株式帳簿価額調整を行うことにより、法人の損益を株主にパススルーしつつ、配当及び株式譲渡所得に関する二重課税を排除できる仕組みである法人税株主割当方式が完全統合に近い仕組みとして考えられる。ただし、法人税株主割当方式においても複雑性の問題があるため、簡便計算の方法や一定の小規模閉鎖法人に限定することを考慮すべきである。

事業形態の多様化に応じて法人税の納税義務者に関する検討が行われており、将来的に事業体課税のあり方を見直していく際には、パススルー課税の対象となる事業体の範囲についても検討していくべきである。構成員が多数か少数か、譲渡制限の有無、公開・非公開、執行コストや納税コスト等の観点がメルクマールとなるのが、米国の S corporation 制度の適用対象要件や、1996年まで適用されていた、いわゆる「キントナー原則」⁶⁶等を

66 内国歳入庁は1996年まで、「キントナー原則」(財務省規則 § 301.7701-2)に基づき、構成員の存在、事業目的と利益目的、事業の継続性、経営の集中、有限責任性、持分の自由譲渡性の6つをメルクマールとして、を満たし、からのう

参考にしつつ、法人格の有無にとらわれない対象範囲の線引きを検討していくべきである。

金融所得課税の一体化と株式譲渡所得課税

金融所得に関しては、現在、総合課税を基本としつつも多くの分離課税の仕組みがとられている。金融商品間の中立性を確保し、簡素で公平な課税を目指し、「貯蓄から投資へ」の方向性の下で投資しやすい環境整備等の観点から、金融所得をできる限り一体化して課税していくことについて幅広い検討が行われている⁶⁷。

金融所得の一体化は、所得を給与等の勤労所得と、利子・配当・株式譲渡益、不動産所得、土地譲渡益等の資本所得の2つに分類し、勤労所得については累進課税を行い、資本所得については分離して単一の税率で課税するという二元的所得税の面からも主張される。二元的所得税は、金融商品間の中立性が確保される、金融所得間にわたって損益通算・損失繰越しが認められ個人のリスクテークが促進される、金融所得の純損失を勤労所得と相殺できなくなり租税回避行為やそのインセンティブが減少する、各種の優遇措置を整理することにより税制の中立性が確保

ち3つ以上を満たさない場合にはパートナーシップと認定してきたが、1997年から企業の申告による選択性(いわゆる「チェックザボックス規則」)に変更された。なお、「キントナー原則」に基づく判定は、課税上の取扱いが不明確な外国事業体が多く存在し不確定要素があり、積極的に利用しにくかったとの指摘もあったように、完全なものではないことに留意する必要がある。

67 政府税制調査会においても幅広い観点からの検討が行われている(金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」2004年6月15日参照)。

されるという利点があり⁶⁸、積極的に検討していくべきである。その際、他の資本所得と比べ法人段階における税負担が生じている配当や株式譲渡所得について、どのように課税すべきかが一つの論点となる。配当、株式譲渡所得について他の資本所得とともに一括りにして課税していく場合、法人段階における税負担を株主段階でどのように調整すべきかという問題である。例えば、利子と配当とを一括りにして課税すると、法人段階で課税されている配当の負担が大きくなるため、配当所得はその他の金融所得と異なる取り扱いとする必要があるとの指摘がある⁶⁹。配当所得がその他の金融所得と同様一括りにして課税されると、受取配当税額控除を享受できなくなるという問題である。この問題に対し、配当を利子と同様に損金算入するなど法人段階での二重課税調整を行うことも考えられる。しかし、配当利子損金算入方式のデメリット（配当政策の非中立性）を踏まえる必要があり、また、株式譲渡所得課税について留保部分との二重課税が問題となり得る。株式譲渡所得の二重課税の問題については帳簿価額調整を行った上で他の金融所得への課税との一元化を図っていく方法、あるいはそれに代わる方法（例えば適用税率を下げるような簡便計算、閉鎖的法人からの配当やその株式の譲渡所得については一体課税から除くなど）が考えられるが、株主が不特定多数か否か、法人税の転嫁の程度、留保所得課税のあり方を含めて検討していく必要がある。

株式の帳簿価額調整を行う場合には、株式の譲渡に際して譲渡損失が発生する可能性が従来より大きくなることが想定される。二元的所得税を実施している国における共通の事項として、資本所得の範囲内で損失は通算さ

れ、通算できなかった損失は、後年度への繰越しが認められる⁷⁰。実現時期を自由に調整できるという株式譲渡所得の特性を踏まえた上で、譲渡損失に係る損益通算のあり方についての検討がより重要となってこよう⁷¹。

おわりに

本稿においては、法人税と所得税の統合に関し、各種統合方式の効果について4つの統合目的に照らして検討し、特に法人税と株式譲渡所得課税との調整の観点からの統合のあり方を中心として考察を加えた。いずれの統合方式もAからDの統合目的のうち目的Aは達成できるが、目的B及びCの達成についてはまちまちであり、目的D達成には株式帳簿価額調整あるいは株式譲渡所得非課税等の仕組みが必要となる。

完全統合の仕組みである組合方式（パススルー課税）では目的AからDまでを達成でき、法人と株主の一体性が強い場合には望ましい方式と考えられるが、株式帳簿価額調整の複雑性の問題があり、パススルー課税と株式帳簿価額調整をすべての法人に適用することは困難である。そこで所有と経営が分離している法人と、株主が限定され所有と経営が一体となっている閉鎖的法人とに区分し、前者は法人と株主をそれぞれ独立した課税主体として課税、後者は利益の帰属は株主であると考えられるため一体のものとしてパススルー課税とするという線引きが適切と考えられる。閉鎖的法人の場合には、株式価値の上昇の多くは法人の留保の蓄積に起因すると

70 森信[2004]232頁。

71 株式譲渡損の取り扱いについて考察したのとして、例えば増井[2005]参照。また、損益通算を含め金融所得の一体化を進めていく上での課題について論じたものとして森信[2008]参照。

68 森信[2002b]50-51頁。

69 国枝[2004]7頁。

考えられ、株式譲渡所得に係る二重課税排除の必要性が大きくなるため、パススルー課税及び株式帳簿価額調整の仕組みが望ましいといえる。帳簿価額調整の複雑性については、パススルー課税とする事業体の範囲を限定することや簡便計算の方式により対応していくべきであろう。

金融所得課税の一体化の検討においては、配当や株式譲渡所得に係る二重課税の調整に関する考慮も必要になる。また、株式帳簿価額調整を行う場合、帳簿価額が引き上げられて譲渡損失が生じるケースが増えることが見込まれるため、譲渡損失に関する損益通算のあり方の重要性が増加する。

統合の方式や株式帳簿価額調整のあり方は、法人税の株主への転嫁の程度、企業の投資促進、資産選択の中立性、さらには株式市場の活性化という政策目的を踏まえて考察すべき問題である。法人が獲得した利益が法人段階と株主段階においてどの時点でどの主体にどのように課税されるべきかは、利益が帰属する者に対する課税との考え方を基礎として、法人・株主との一連の流れの中で捉え、法人を含む事業体課税に関して、パススルー課税のあり方、株式帳簿価額・出資持分の調整の仕組み及びパススルー課税の対象範囲について整備していくべきであろう。

参考文献

赤松晃[2007]『国際課税の実務と理論 グローバルエコノミーと租税法』税務研究会, 2007年8月
岡村忠生[1993]「アメリカにおける包括的事業所得構想について(資料)」税法学509号, 1993年5月, 1-27頁
井上智弘[2005]「実現可能な中立的企業課税 ACE 制度の提案」証券経済研究第52号, 2005年12月, 121-135頁
金子宏[1996a]「法人税の性質と配当課税のあり方」『所得課税の法と政策 所得課税の基礎理論下巻』有斐閣, 1996年1月, 409-428頁

[1996b]「法人税と所得税の統合 統合の諸類型の検討」同上429-451頁

[1996c]「所得税とキャピタル・ゲイン」『課税単位及び譲渡所得の研究(所得課税の基礎理論中巻)』有斐閣, 1996年3月, 89-112頁

[2006]「任意組合の課税関係」税研 Vol.21, No.4, 2006年1月, 16-21頁

[2007]『租税法(第12版)』弘文堂, 2007年4月

木村弘之亮[1995]「法人税体系と所得税体系の統合」『21世紀を支える税制の論理 第3巻 企業課税の理論と課題』税務経理協会, 第7章, 157-191頁

国枝茂樹[2004]「金融所得一体課税の論点と課題」税務弘報2004年2月, 6-14頁

栗林隆[2005]『カーター報告の研究 包括的所得税の原理と現実』五紘舎, 2005年2月

酒井克彦[2008]「個別税法間に介在する二重課税問題(下) インテグレーション論を中心として」税務事例 Vol.40, No.3, 2008年3月, 31-42頁

佐藤光夫[1992]「所得税と法人税の統合について 米 国財務省報告書を中心として」税経通信47巻13号, 1992年11月, 2-10頁

品川芳宣[1999]「法人税の課税ベース拡大論と外形標準課税との関係」租税研究, 1999年11月, 84-93頁

シャウブ使節団[1949]『日本税制報告書』1949年

炭田美奈子[2006]「閉鎖的事業体へのパススルー課税制度の一提案 新会社法を見据えて」第29回日税研究賞入選論文集, 日本税務研究センター, 2006年8月

田近栄治・油井雄二[2000]『日本の企業課税』東洋経済新報社, 2000年1月

朝長英樹[2006]「法人所得の意義と法人税の納税義務者に関する基本的考え方」税大論叢51, 2006年6月, 299-385頁

内閣府[2006]『平成18年度 年次経済財政報告』2006年7月

中里実[1991]「法人課税の再検討に関する覚書 - 課税の中立性の観点から」租税法研究第19号, 租税法学会, 1991年9月, 1-39頁

[2003]「時価, 組織体, 無形資産」税研Vol.19, No.2, 2003年9月, 51-56頁

野口悠紀雄・藤井真理子[2000]「キャッシュフロー法人税の検討」税研Vol.15, No.6, 2000年5月, 53-57頁

- 野村容康[2004]「ノルウェーの二元的所得税」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所, 2004年6月, 第2章, 31-63頁
- 馬場義久[1997]「開放経済での法人税制と個人所得税制の統合問題 資本輸出の中立性と包括的事業所得税 vs インピュテーション」租税研究, 1997年8月, 35-42頁
- [1998]「再考: 法人税制と個人所得税制の統合問題 アメリカ財務省報告の問題提起」『所得課税の理論と政策』税務経理協会, 1998年7月, 第6章, 125-144頁
- [2006]「二元的所得税と法人課税のあり方 ノルウェーの改革案の教訓」証券税制研究会編『企業行動の新展開と税制』日本証券経済研究所, 2006年10月, 第2章, 26-60頁
- 林正寿[2007]「法人所得税の転嫁」『21世紀を支える税制の論理 第3巻 企業課税の理論と課題(二訂版)』税務経理協会, 2007年, 第6章, 189-216頁
- 古田精司[1995]「企業課税の理論と課題」『21世紀を支える税制の論理 第3巻 企業課税の理論と課題』税務経理協会, 1995年, 第1章, 1-21頁
- 増井良啓[2002]「組織形態の多様化と所得課税」租税法研究第30号, 租税法学会, 2002年9月, 1-27頁
- [2003]「多様な事業組織をめぐる税制上の問題点」財務省財務総合政策研究所ファイナンシャル・レビュー2003年12月, 95-123頁
- [2005]「金融所得課税の一体化における移行措置の重要性 株式譲渡損の扱いに関する若干の論点」税研Vol.20, No.4, 2005年1月, 40-45頁
- 森信茂樹[2002a]「譲渡所得課税の経済効果と政策課題」『譲渡所得の課税』日税研論集 Vol.50, 2002年5月, 33-61頁
- [2002b]「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」財務省財務総合政策研究所ファイナンシャル・レビュー2002年10月, 38-56頁
- [2004]「二元的所得税と金融税制一元化 残された課題」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所, 2004年6月, 第8章, 231-256頁
- [2008]「金融所得一体課税の導入に向けた動きとその課題」税理, 2008年3月, 99-103頁
- 山田直夫[2006]「キャッシュフロー法人税の課税ベース キャッシュフロー計算書による試算」証券税制研究会編『企業行動の新展開と税制』日本証券経済研究所, 2006年, 第3章, 61-108頁
- 吉井一洋「新たな証券・金融税制の構築を目指して」税務弘報2008年9月, 148-159頁
- American Law Institute(ALI)[1993], "Federal Income Tax Project, Integration of the Individual and Corporate Income Taxes, Reporter's Study of Corporate Tax Integration by Alvin C. Warren Jr.," March 1993.
- [1999], "Federal Income Tax Project, Taxation of Private Business Enterprises, Reporters' Study by George, K. Yin & David J. Shakow," 1999.
- Auerbach, Alan J. [1991], "Retrospective Capital Gains Taxation," 81 American Economic Review 167.
- Avi-Yonah, Reuven S. [2002], "Back to the 1930s? The Shaky Case for Exempting Dividends," Tax Notes, Vol.97, No.12, December 23, 2002, pp. 1599-1607.
- Bird, Richard M. [2002], "Why Tax Corporations?," Bulletin for International Fiscal Documentation, International Bureau of Fiscal Documentation, May 2002, pp.194-203.
- Christiansen, Vidar[2004], "Norwegian Income Tax Reforms," University of Oslo, (<http://www.uio.no/studier/emner/sv/oekonomi/ECON4620/h04/taxreforms/DiceNortax0807.doc>), 2004.
- Cnossen, Sijbren[2004], "Coordinating Corporation Taxes in the European Union, An Alternative Agenda," Paper prepared for an International Tax Policy Forum(ITPF)/American Enterprise Institute(AEI)Conference, December 2004.
- Gammie, Malcolm[1992a], "Reforming Corporate Taxation: An Evaluation of the United States Treasury Integration Proposals and other Corporate Tax Systems in an International Context - Part 1," British Tax Review 1992 Number 3, pp.149-173.
- [1992b], "Reforming Corporate Taxation: An Evaluation of the United States Treasury Integration Proposals and other Corporate Tax Systems in an International Context - Part 2," British Tax Review 1992 Number 4, pp.243-276.

- Graetz, Michael J. and Warren, Alvin C. Jr. [1999], "Integration of Corporate and Individual Income Taxes: An Introduction," *Tax Notes*, September 27, 1999, pp.1767-1777.
- Goode, Richard[1951], "The Corporation Income Tax," John Wiley & Sons, Inc., 1951, 塩崎潤訳 [1967]『法人税』日本租税研究協会, 1967年.
- Institute for Fiscal Studies(IFS)[1978], "The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Professor J.E. Meade," 1978.
- [1991], "Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s, A Report of the IFS Capital Tax Group," 1991.
- McNulty, John K., "The Basic Structure and Characteristics of the U.S. Income Tax and Future Reform Possibilities," 水野忠恒訳[1988a]「合衆国所得税の構造と特色(1) - その改革の可能性」*ジュリスト* No.919, 1988年10月1日, 80-85頁, 及び同[1988b]「合衆国所得税の構造と特色(2)・完 - その改革の可能性」*ジュリスト* No.921, 1988年11月1日, 90-94頁
- "Proposals for Integration of the Corporate and Individual Taxes in the United States," 増井良啓訳[1994a]「合衆国における法人税所得税統合の提案(上)」*ジュリスト*No.1038, 1994年2月1日, 147-153頁, 及び同[1994b]「合衆国における法人税所得税統合の提案(下)」*ジュリスト*No.1039, 1994年2月15日, 120-126頁
- Royal Commission on Taxation[1966], "Report of the Royal Commission on Taxation Vol.1~6," Queen's Printer, 1966: Carter Report.
- U.S. Treasury Department[1992a], "Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once," January 1992.
- [1992b], "A Recommendation for Integration of the Individual and Corporate Tax Systems," December 1992.
- [2007], "Approaches to Improve the Competitiveness of the U.S. Business Tax System for the 21st Century," Office of Tax Policy, December 27, 2007.

